

麦わら適正処理推進期間

5月20日～6月30日

麦わらは

燃やさずに

資源活用

しましょう！



乾燥防止のための
通路への敷きわら



畜舎の敷料

群馬県・J A群馬中央会
J A全農ぐんま・群馬県米麦大豆振興協会

麦わらは、依然として**焼却**されています！

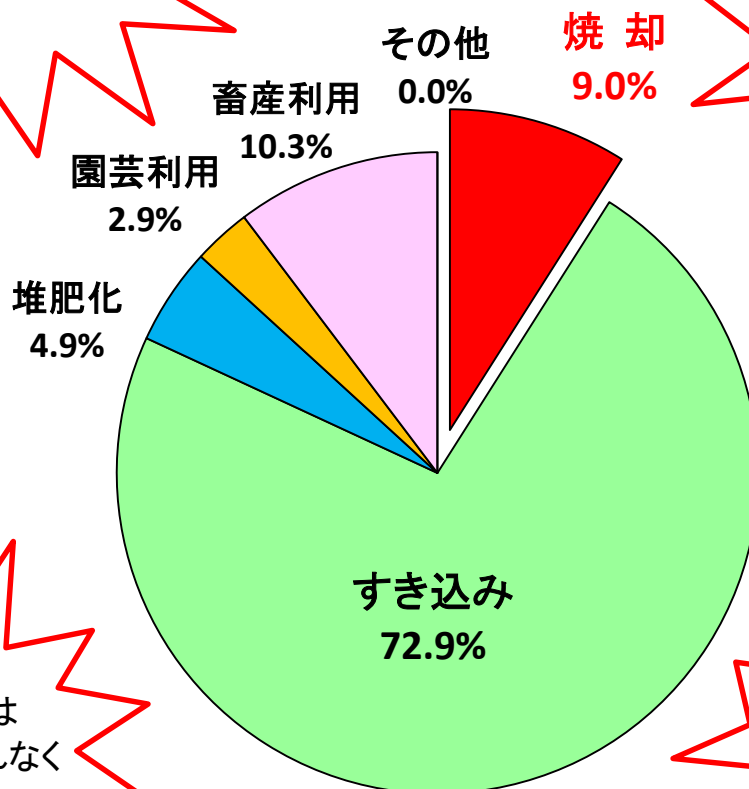
煙が視界を遮って
交通の妨げになります！

近隣住宅の
洗濯物等に
臭いやすがつきます！

周囲に類焼す
る危険がありま
す！

火が衣類に燃え
移り、やけどをする
危険があります！

近隣住宅では
窓を開けられなく
なります！



令和7年度における麦わらの利用状況

野焼きは法令で制限されており、悪質な行為には罰則が適用されることがあります

(根拠法令)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2
 - ・群馬県の生活環境を保全する条例 第91条第2項
- ※その他、消防法などの関連法があります

麦わらはほ場で燃やさずに、適切に処理をしましょう！

また、畜産農家と連携し、家畜敷料、堆肥原料として活用しましょう！